

## ■虐待等防止対策会議の運営形態■

附属機関（条例・規則設置）

### 八戸市虐待等防止対策会議

- ・八戸市虐待等の防止に関する条例に基づき設置
- ・関係課や、各個別会議における対応状況を全体的に検証し、市に助言または政策等を提言
- ・いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの重大事態に係る再調査機関として位置づけられた。（平成 28 年度から）
- ・委員委嘱数＝15 名（定数 15 名）

【福祉政策課】

対応体制の検証  
必要な助言



対応状況の報告  
施策等の提案



附属機関以外（要領、規則等で設置）

### 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議

- ・市が独自に設置する会議。
- ・高齢者や障がい者の支援困難事例（虐待に限らない）について、課題の解決策や支援体制の構築等について検討する。

【高齢福祉課、障がい福祉課】

### 八戸市要保護児童対策地域協議会

- ・児童相談所やDV防止センターで対応した虐待事案へのその後の対応や、要保護児童の支援などについて検討する。

【こども家庭相談室】

### 八戸市いじめ問題対策連絡協議会

- ・八戸市いじめ防止基本方針に基づき設置する組織。
- ・公立小・中学校におけるいじめの防止等のため、関係する機関及び団体と連携を行う。

【教育委員会 教育指導課】